

令和4年度 事業計画書

基本理念

みんなで手を取り合い 笑顔で暮らせるまち あかいわ

基本方針

急激な少子高齢化社会への対応が喫緊の課題となる中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により社会・経済活動は刻々と変化し、所得の減収や失業による生活困窮の課題が大きな社会問題となっています。また、外出自粛による孤立・孤独に悩む心身への影響も新たな課題となっており、社会的孤立を防ぐ対策が早急に必要となっています。

こうした状況を踏まえ、地域福祉の推進は、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とする理念に基づき「みんなで手を取り合い 笑顔で暮らせるまち」を目指し、第3次地域福祉活動計画を基軸に、**地区社会福祉協議会の全地区設置を継続事業として推進**します。また、地域共生社会の実現に向けた新たな法定事業となる「**重層的支援体制整備事業**」を関係機関と連携して推進し、**生活困窮者や子ども・ひきこもり者への包括的・継続的な支援体制の拡充**に向け、人と人とのつながりを実感できるための施策を推進してまいります。

介護保険事業は、依然厳しい経営状況が続いており、事業の効率化を図るため**吉井訪問介護事業所をサテライト事業所**として事業の効率化に努めます。

更に、「**赤磐市地域包括支援センター**」受託事業は、2年目を迎えることから**専門職の確保等、体制強化に努め赤磐市との連携**のもと包括的な相談支援体制を構築してまいります。

令和4年度は、第3次地域福祉活動計画（令和2年度～令和4年度）及び第2次社協発展・強化計画（令和3年度～令和4年度）の最終年度に当たることから、これまでの取り組みについて評価を行い、引き続き地域福祉活動を推進するとともに、それに付随する財政の安定化・健全化に向けた財政基盤の強化を図るため、両計画が連携した「**第4次地域福祉活動計画**」及び「**第3次社協・発展強化計画**」の策定に着手いたします。

今年度も、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に配慮し、役職員一体となって次のとおり事業を展開します。

重点目標及び事業概要

I. 地域福祉推進事業

- ① 地域の絆を一層深め、住民が主体的に生活課題を解決できる組織・体制づくりを促進します。
- ② 各地区や地区社協との連携・協働のもと、地域の誰もが気軽に集えるふれあい・交流の場づくりを進めます。
- ③ ボランティア及び地域福祉活動を支える人材の確保に努めます。

1. 支え合いの組織づくり

困った時に助け合える地域づくりを目指し、福祉推進員を中心とした小地域福祉活動の推進基盤を整えるとともに、区・町内会単位では解決できない課題に対し、住民同士が解決に向けて話し合い、地域ぐるみで活動する地区社協の設置促進を図る。

(1) 地区社協設置促進事業 **重点**
ア. 地区説明会の開催 【市補助対象事業（一部）】

(2) 地区社協活動支援事業
ア. 地区担当職員の配置
イ. 情報交換会の開催
ウ. 助成金の交付 【市補助対象事業（一部）】
エ. 支え合いの地域づくりワークショップの開催 【市受託事業】

(3) 福祉推進員活動
ア. 福祉推進員の配置
イ. 福祉推進員連絡会の開催
ウ. 民生委員児童委員合同研修会の開催
エ. 新任者研修会の開催
オ. 福祉推進員活動紹介チラシの作成配布

2. ふれあい・交流の場づくり

身近な地域で、ふれあいの場として推進してきた「ふれあい・いきいきサロン」は、見守り・支え合い活動との一体化を図るため、「ふれあい見守りネットワーク活動」へ事業統合するとともに、地区社協や関係機関と連携・協働のもと、障害者（児）や子ども、その他家族等の居場所づくりを進める。

(1) 障がい者ふれあい事業
ア. 障がい者の集いの開催 【市補助対象事業】
イ. 障がい者作品展の開催

(2) 子どもの居場所づくり

重点

- ア. 子どもの学習・生活支援事業 【市受託事業】
- イ. 子どもの居場所支援ボランティア講座（新）
- ウ. 地域食堂の検討実施（新）

(3) ひきこもり者の居場所づくり

- ア. 家族教室の開催
- イ. 当事者のための居場所づくり及び活動支援
- ウ. ひきこもり者居場所づくりアドバイザー設置事業（新）

3. 見守り・支え合い活動の推進

区・町内会単位でのふれあい・見守り・支え合い活動の一体化を図るため、「ふれあい見守りネットワーク活動」を提唱し、ふれあい・いきいきサロン等によるふれあいの場づくりを推進するとともに友愛訪問とご近所福祉ネットワーク活動を統合した「ご近所見守りネットワーク活動」を推進し、住民同士の支え合いの仕組みづくりを目指す。

(1) ふれあい見守りネットワーク活動

重点

- ア. ふれあい・いきいきサロン活動の継続支援
- イ. ご近所見守りネットワーク活動の推進
- ウ. 『ふれあい見守りネットワーク活動手引き』の作成配布
- エ. 助成金の交付
- オ. ふれあい見守りネットワーク活動交流会の開催

(2) 生活支援コーディネーター事業 【市受託事業】

- ア. 地域ニーズと社会資源の把握
- イ. 第1層協議会（市主催：地域支え合いネットワーク推進協議会）、地域ケア個別会議への参加
- ウ. 各種研修（県主催）への参加
- エ. 生活支援コーディネーター連絡会の開催
- オ. 通所付添サポート事業の実施協力

4. 災害時の支援体制づくり

災害発生時の支援活動の実行性を高めるため、災害ボランティアの養成を行うとともに、災害ボランティアセンターの円滑な運営や機能強化を図るため、運営マニュアルに基づき訓練を実施する。

(1) 災害ボランティア登録者の確保

- ア. 災害ボランティア講座の開催

(2) 災害ボランティアセンターの運営

- ア. ボランティアセンター運営委員会・災害部会の開催
- イ. 運営マニュアルの見直し
- ウ. 赤磐市総合防災訓練への参加

5. 福祉教育の推進

当事者、ボランティア、教育関係者や体験学習の受入施設等の参画により福祉教育の推進体制を強化するとともに、生涯を通じて地域課題等について興味を持ち、共感し、気軽に参加できるようなプログラム開発を行う。

- (1) 福祉教育プログラムの提供
 - ア. 出前福祉講座の実施
 - イ. 夏のボランティア体験事業の実施
- (2) 福祉教育の基盤整備
 - ア. 福祉教育連絡会（新）
 - イ. 福祉教育指導者登録制度の推進
 - ウ. 福祉教育手引きの更新

6. 地域福祉を担う人材育成・活動支援

新規ボランティア登録者の減少や、メンバーの高齢化によるグループ活動の継続が困難な状況にあるため、幅広い世代が活動に参加していただけるようきっかけを提供しながら、後継者の確保や地域課題の解決に向けた担い手の養成をはじめ、活動の受け皿づくりを進める。

- (1) ひきこもりサポーターの育成・確保 **重点**
 - ア. ひきこもりサポーターの活動支援
 - イ. ひきこもりサポーター連絡会の開催
- (2) 赤磐くらし・しごと応援団サポーターの確保
 - ア. サポーター募集活動の実施
- (3) ボランティアの養成・確保
 - ア. ボランティア養成講座の開催支援
- (4) 福祉意識の醸成
 - ア. 支え合いの地域づくりフォーラムの開催 **【市受託事業】**
 - イ. 生活困窮者支援セミナーの開催

7. ボランティア活動の推進

ボランティアの主体的な参画を促進し、活動の活性化を図るため、ボランティア活動に関する相談体制や情報提供の強化を行うとともに、活動分野や課題に応じた話し合いや連携促進の場を提供する。

- (1) ボランティアセンターの運営
 - ア. 運営委員会・連絡会の開催
 - イ. ボランティア相談・コーディネート
 - ウ. ボランティア情報の広報・啓発
 - エ. 登録ボランティアの活動支援

8. その他福祉活動

第3次地域福祉活動計画の最終評価を行い、地域福祉活動をさらに計画的に進めていくために次期計画を策定します。

社協活動について住民の理解が得られるように地域へ出向いて説明を行い、地域福祉活動推進に必要な財源である社協会費の拡大を目指す。また、関係機関との連携を図りながら、福祉活動の充実強化に努める。

(1) 第3次地域福祉活動計画最終評価及び

第4次地域福祉活動計画の策定 **重点**

(2) 社協会員の加入促進

- ア. 会員募集やPR活動の強化
- イ. 区・町内会会議への出席

(3) 地域活動支援センター「ももっこ作業所」の運営 **【市受託事業】**

- ア. 情報交換会の開催
- イ. 送迎体制の検討

(4) 赤磐市戦没者追悼式の実施協力 **【市補助対象事業】**

(5) 赤磐市民生委員児童委員協議会との連携

(6) 赤磐市老人クラブ連合会との連携

(7) 関係機関（自治会等）との連絡調整

(8) 福祉団体への活動支援

- ア. 赤磐市身体障害者福祉連合会
山陽地区身体障害者福祉協会
赤坂地区身体障害者福祉協会
熊山地区身体障害者福祉協会
吉井地区身体障害者福祉協会

- イ. 赤磐市遺族連合会
山陽地区遺族会
赤坂地区遺族会
熊山地区遺族会
吉井地区遺族会

- ウ. 赤磐市手をつなぐ親の会

(9) 赤い羽根共同募金運動の協力

- ア. 赤磐市共同募金委員会
- イ. 広報紙「赤い羽根共同募金」の発行
- ウ. 募金活動（個別募金、法人募金、街頭募金等）



II. 総合相談支援事業

- ① 広域圏域での包括的な相談支援体制の充実を図るため、相談窓口の体制強化や多機関連携の仕組みづくりに取り組めます。
- ② 市民や多様な関係者との連携・協働のもと、セーフティネットの仕組みづくりに取り組めます。
- ③ 福祉サービス利用者の権利擁護体制の充実に向けて、日常生活自立支援事業の実施体制の強化を図ります。

1. 総合相談体制の充実

経済的困窮や社会的孤立など多様化・深刻化する生活課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを強化するため、住民が主体的に地域課題を把握して解決につなげる体制を基盤とし、広域圏域での包括的な相談支援体制の充実を図る。

(1) 生活困窮者自立支援事業（赤磐市くらし・しごと応援センター あすてらす）【市受託事業】

- ア. 自立相談支援事業
- イ. 家計改善支援事業
- ウ. 被保護者就労支援事業
- エ. 家計専門相談の実施
- オ. 自立支援ネットワーク連絡会議の開催
- カ. ひきこもり支援検討会の開催
- キ. 支援調整会議の開催
- ク. あすてらす通信の発行
- ケ. 生活困窮者支援スーパーバイザー設置事業

(2) 生活福祉資金貸付事業

【県社協受託事業】

- ア. 貸付相談及び償還指導の実施
- イ. 調査委員会の開催

(3) 相談窓口の体制及び機能強化に向けた検討 **重点**

- ア. 相談機関連絡会の開催（新）

2. 生活支援・在宅福祉サービスの充実

既存の制度やサービスでは解決できない課題に対応するため、市民や多様な関係者との連携・協働のもと社会資源の開発に努めるとともに、事業のPR活動を強化し、利用促進を図る。

(1) 法人との連携・協働による生活困窮者支援活動

- ア. くらしサポート事業の協働実施
- イ. しごとサポート事業の協働実施
- ウ. 安心すまいサポート事業の協働実施
- エ. おうち片づけサポート事業の協働実施に向けた調査研究

- (2) 生活困窮者就労訓練・体験事業
 - ア. 就労訓練・体験の場づくり
 - イ. 就労に関する総合的な情報提供

- (3) 生活困窮者緊急一時支援事業
 - ア. 食料支援事業
 - イ. 日用品等支援事業
 - ウ. 緊急援護資金貸付事業
 - エ. おうち片づけ応援事業
 - オ. 入居支援サービス等検討会の開催（新）

- (4) 給付事業
 - ア. おむつ等給付事業
 - イ. 子育て紙おむつ給付事業

- (5) 貸出事業
 - ア. 介護機器貸出事業
 - イ. 物品貸出事業
 - ウ. チャイルドシート等貸出事業
 - エ. 貸出自動車貸出サービス事業

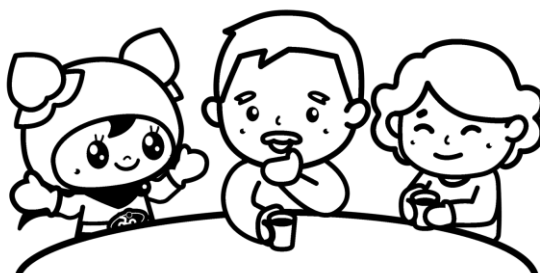
- (6) リサイクル事業
 - ア. 介護用品リサイクル事業
 - イ. 育児用品リサイクル事業
 - ウ. 育児用品無料交換会の開催

3. 権利擁護体制の充実

認知症高齢者や親亡き後の身寄りのない障がい者の増加、障がい者の地域移行が進められるなか、判断能力が十分でないかたが地域で安心して生活が送れるよう日常生活自立支援事業を中心とする福祉サービス利用者の権利擁護の支援体制の充実を図る。

- (1) 日常生活自立支援事業
 - ア. 利用相談及びサービス提供の実施
 - イ. 生活支援員研修会の開催

【県社協受託事業】



Ⅲ. 地域包括支援センター運営事業

【市受託事業】

- ① 社会福祉協議会が有している「公正性」・「中立性」を担保した適切な事業運営に取り組みます。
- ② 地域住民の生活実態や抱える課題を把握し、その解決に向けて積極的に取り組みます。
- ③ 専門職が配置される利点を生かし、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等と協働します。

1. 介護予防・生活支援サービス事業

在宅で入浴することが難しい要支援認定高齢者が利用する入浴通所サービスの担い手となる各種サポーターの養成や活動支援を行う。また生活支援コーディネーターと連携し、高齢者が地域で生活していくために必要となる生活支援サービスの体制整備を図る。

(1) 通所付添事業の実施

- ア. 入浴サポーターの養成及び活動支援
- イ. 通所付添サポーターの養成及び活動支援
- ウ. ハートフル応援隊の養成及び活動支援

2. 介護予防事業

介護予防活動への住民の参加を促進するとともに、社会貢献や生きがいがづくりが自らの介護予防につながることを啓発する。また住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう地域づくりを推進する。

(1) いきいき百歳体操の普及啓発

- ア. いきいき百歳体操の集いの立ち上げ及び継続支援
- イ. 世話役交流会の開催

(2) 介護予防支援ボランティア養成事業の実施

- ア. 認知症予防支援ボランティア養成講座の開催
- イ. 認知症予防支援ボランティアフォローアップ研修会及び活動支援
- ウ. 運動支援ボランティア養成講座の開催
- エ. 運動支援ボランティアフォローアップ研修会の開催及び活動支援
- オ. 介護予防支援ボランティア研修会の開催

(3) 認知症予防事業の実施

- ア. 認知症予防教室の開催
- イ. 認知症啓発に関する住民向け研修会の開催

3. 包括的支援事業

市と連携を図りながら、認知症等により権利侵害を受けやすい高齢者の実態把握、及び虐待の発生防止と早期発見に努めるとともに、住民向け研修会開催を通じて成年後見制度の普及啓発に取り組む。また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関との連携を行い、包括的・継続的ケアが実施できる体制整備に努める。

(1) 総合相談支援業務

- ア. 高齢者の実態把握
- イ. 高齢者が抱える多種多様な生活課題に対する相談対応
- ウ. 地域におけるネットワークの構築

(2) 権利擁護事業

- ア. 成年後見制度の活用へ向けた普及啓発
- イ. 高齢者虐待防止にむけた専門職向け権利擁護研修の開催
- ウ. 高齢者虐待及び困難事例への対応
- エ. 赤磐市中核機関における一次相談窓口機能の実施（新）

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

- ア. 介護支援専門員連絡会及び研修会の開催
- イ. 介護支援専門員に対する個別支援や相談対応

4. 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターと連携し、フォーラムやワークショップ等の開催や地域支え合いネットワーク推進協議会への参加を通じ、地域で高齢者が自立した生活を営むために必要となる生活支援サービスの体制整備を図っていく。また、シルバー人材センターと協働し生活支援サポーターの養成など、担い手の育成をすすめる。

(1) 生活支援サポーター養成事業の実施

- ア. 生活支援サポーター養成研修の開催
- イ. 生活支援サポーターフォローアップ研修の開催

(2) 新しい社会資源の創出に向けた研究

5. 認知症総合支援事業

認知症の疑いのある高齢者等の早期発見・早期対応を行うとともに、地域住民に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発を図り、認知症の人やその家族が安心して生活できる地域づくりと、認知症相談支援体制の整備を行う。また、「認知症初期集中支援チーム」の活動により、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるようなケア体制の構築に努める。

(1) 認知症相談支援体制の整備

- ア. 認知症カフェの開催
- イ. 認知症初期集中支援チーム員会議の開催
- ウ. 認知症地域支援推進員の配置

6. 地域ケア推進事業

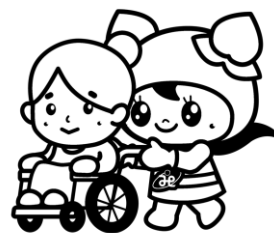
地域ケア個別会議での多職種によるケース検討を通じて、地域の介護支援専門員のケアマネジメント支援の充実を図るとともに、会議で抽出された地域のニーズや課題から、地域支え合いネットワーク推進協議会と協働し生活支援サービスの体制整備につなげていく。

- (1) 地域ケア個別会議の開催（月2回程度）
- (2) 新しい社会資源の創出に向けたニーズの把握

7. 任意事業

適切な介護方法の指導や介護者同士の交流が図ることができる仕組みづくりを行う。認知症サポーターや市民後見人の養成に取り組み、認知症の人やその家族が安心して生活できる地域づくりに向けた基盤づくりを進める。

- (1) 家族介護支援事業の実施 **重点**
 - ア. 家族介護者教室の開催
- (2) 認知症サポーター等養成事業 **重点**
 - ア. 認知症キャラバン・メイト連絡会の開催
 - イ. 認知症サポーター養成講座の開催
- (3) 成年後見制度利用支援事業
 - ア. 市民後見人養成講座の開催
 - イ. 市民後見人連絡会の開催及び活動支援



8. 地域包括支援センターの体制整備

地域包括支援センター機能を強化するために、その役割及び職責に応じた人材育成に努める。また、効率的な業務執行体制を確保し地域住民から信頼される組織を目指す。

- (1) 包括職員の資質向上にむけた各種研修会への派遣
- (2) センター体制（業務及び地区分担等）の見直し

9. 介護予防支援事業

介護保険制度の基本理念である「尊厳の保持」「自立支援」を念頭に、地域で生活する高齢者が要支援・要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要支援状態になっても要介護状態に進行しないよう、その状態の改善・維持・悪化の遅延を図りながら、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう事業を実施する。

- (1) 赤磐市介護予防支援事業所の運営

IV. 介護保険事業

- ① 事業内容の見直し・検討を行い、収益性の確保と経営の効率化を図ります。
- ② サービス内容の充実を図り、利用者満足の上昇と魅力ある事業所づくりを目指します。
- ③ 職員間での情報共有を密にし、将来の介護保険事業を担う人材を育成します。

1. 収益性の確保

介護保険の理念（自立支援と尊厳の保持）に基づき、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせることができるよう事業を実施する。また、利用者確保・拡大に一層努め、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な事業経営に努める。

(1) 居宅介護支援（ケアプラン）事業

- ◆あかいわ社協居宅介護支援事業所の経営
 - ア. 介護支援専門員の育成強化
 - イ. 特定事業所加算の取得

(2) 通所介護事業

- ◆山陽デイサービスセンターの経営
- ◆春の家デイサービスセンターの経営
 - ア. 事業の収益性の確保と経営の効率化 **重点**
 - イ. 各種加算取得に向けての体制整備
 - ウ. デイサービスセンターの今後の運営についての検討

(3) 訪問介護事業

- ◆あかいわ社協ホームヘルプステーションの経営
 - ア. 訪問介護員の効率的な運用
 - イ. 登録ヘルパーの確保

(4) 障害者総合支援法による居宅サービス提供事業

- ア. 居宅介護事業（身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者・難病者）
- イ. 基準該当生活介護事業（山陽・赤坂）

(5) 市受託事業

- ア. 地域生活支援事業（移動支援事業）

(6) 独自事業

- ア. 生活サポートあんど事業（自費ヘルパー事業）

2. サービスの質の向上

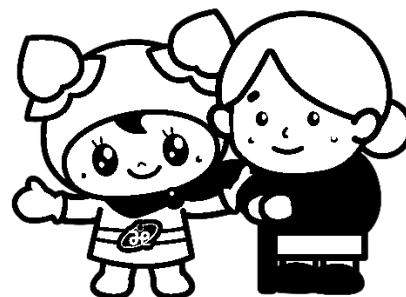
介護保険事業所利用者に、継続して利用いただけるよう、利用者の満足度を考え、サービスの質の向上に取り組む。

- (1) サービスの質の向上に向けた取り組み
 - ア. 利用者・ケアマネニーズ調査結果の精査及び対策
 - イ. 新型コロナウイルス感染防止対策の実施

3. 介護事業を担う人材育成

本会の理念を踏まえ、介護保険事業所職員間の情報共有の徹底を図り、事業所の将来を見据えた職員の育成に取り組む。

- (1) 情報共有の徹底
 - ア. ICT機器（タブレット）の活用
 - イ. 管理者全体会を開催し各事業所の課題を共有
- (2) 人材育成
 - ア. 研修参加促進



V. 法人運営事業

- ① 持続的で安定的な組織体制づくりに努めるとともに、適正な人員配置及び専門職の確保に努めます。
- ② 各事業の効率や成果を見極めながら、財政基盤の強化・安定化に取り組みます。
- ③ 市民の理解・賛同につながる社協事業の『見える化』に努めた情報発信を行います。

1. 組織の基盤・体制強化

社会福祉法人に求められる責務を果たすべく、更なる組織のガバナンス強化や、事業運営の透明性の確保及び地域における公益的な取り組みなどに継続して取り組むとともに、地域福祉の担い手として地域住民からの信頼に応える社協を目指し、役職員一丸となった組織運営に努める。また、多岐にわたる社協事業業務に対応していくため、適正な人員配置及び専門職の確保、役割及び職責に応じた職員の資質向上に取り組む。

(1) 法人の運営

- ア. 正副会長会、理事会、評議員会の開催
- イ. 評議員選任・解任委員会の開催
- ウ. 部会（総務部会、介護保険等事業部会）の開催
- エ. 決算監査・中間監査の実施
- オ. 第三者委員会の開催
- カ. 財務諸表等の情報開示
 - ・インターネット福祉・保健・医療総合サイト（WAM NET）を通じた情報開示
- キ. 社会福祉法人との地域における公益的な取組
 - ・赤磐市社会福祉法人連絡会の開催
 - ・各部会（地域づくり推進部会、生活困窮者支援部会）の開催

(2) 組織体制等の強化 **重点**

- ア. 組織体制・事務局機能等の強化
- イ. 資質向上及び専門職の人材確保
- ウ. 市との人事交流

(3) 総合的人事管理

- ア. 評価表に基づく人事考課制の運用
- イ. 次世代育成にかかる第3次一般事業主行動計画の推進
- ウ. 安全衛生委員会の開催
- エ. ストレスチェック、産業医健康相談の実施

2. 財政運営の適正化

第2次社協発展・強化計画を骨子に、各事業の効率や成果を慎重に見極めながら、事業を円滑に推進していく基盤となる財政運営の強化・安定化に向けた取り組みを図る。また、本会としての経営方針や将来像を見据え、継続的かつ安定的な事業の実施に向けて、地域福祉活動計画と同じ方向性を共有しながら今後目標とすべき方向性を明らかにする「第3次社協発展・強化計画」の策定に着手する。

(1) 社協発展・強化計画の推進

ア. 業務執行の近況及び収支状況の共有化

イ. 進捗状況の管理

ウ. 第3次社協発展・強化計画の策定（新）…………… **重点**

・第4次地域福祉活動計画との連動

(2) 安定的・効果的な財務運営

ア. 事業の効率化・見直し等による事業費抑制

イ. 資金運用委員会の開催

ウ. 公費財源の確保

3. 広報啓発事業

広く住民の理解や参加を得ながら、地域福祉活動を推進していくため、社協事業の『見える化』に努めた情報発信の充実を図る。さらに今年度は社会福祉大会を開催し、社会福祉功労者に対し表彰を行うとともに、市民の福祉への関心を深める機会とする。

(1) 広報啓発活動

ア. 広報紙「福祉のひろば」（年6回・偶数月）の発行

イ. ホームページ等による福祉情報の発信

ウ. Facebook による情報発信

エ. マスコットキャラクター（こももちゃん）を活用した広報啓発

(2) 社会福祉大会の開催…………… **重点**

ア. 社会福祉活動功労者の顕彰及び講演

・生活困窮者自立支援事業に係るセミナーとの合同開催

4. 指定管理施設の管理・経営

指定管理者として、施設の目的・特性等を踏まえ、地域福祉を増進する事業の展開かつ、より効果的・効率的な施設の管理運営に努める。

(1) 指定管理施設の管理・経営

ア. 山陽総合福祉センター

イ. 赤坂福祉サービスセンター春の家

ウ. 山陽高齢者生きがいセンター



VI. 山陽老人福祉センター「あかいわほほえみプラザ」の運営

- ① 施設の長期的で安定的な維持・管理・運営を行います。
- ② 施設利用促進につながる情報提供を行います。
- ③ 利用者拡大につながるイベントを充実させます。

1. 施設（設備）の長期的で安定的な維持・管理・運営

利用者に安心して利用していただくために、施設（設備）の長期的かつ安定的な維持・管理・運営を行うとともに、施設整備計画（修繕計画）を更新し、必要な修繕を実施する。

- (1) あかいわほほえみプラザ運営
 - ア. 施設、設備の維持管理
 - イ. 泉源管理（泉源名：山陽足王乃湯）
 - ウ. 修繕計画に伴う修繕の実施（エアコン改修）

2. 施設利用促進につながる情報発信

広報紙、ホームページをはじめ、関係団体を通じてのPR活動を図るとともに、利用者への声掛けやイベント開催時における温泉等各種施設設備利用を促し、利用者の増加につなげる。

- (1) 広報啓発
 - ア. 広報紙「福祉のひろば」、ホームページなどによる広報活動
 - イ. 施設パンフレットによる広報活動

3. 利用者拡大につながるイベントの充実

新型コロナウイルスの安全対策を整えたうえで、各種イベントを充実させる。

- (1) 各種講座・イベント等の開催
 - ア. 各部会活動の推進
 - イ. 健康講座の実施
 - ウ. イベント事業の実施
 - エ. 梅収穫祭（大梅・小梅）

